

# 父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案 概要

## 基本理念

父母の離婚等の後も子が父母と親子としての継続的な関係を持つことについては、児童の権利条約を踏まえ、

- それが原則として子の最善の利益に資するものである
- 父母がその実現についての責任を有する

という基本的認識の下に、その実現が図られなければならない

そのため!!

### ①[父母]離婚時の取決め

子を有する父母は、離婚をするときは、子の利益を最も優先して考慮し、面会交流及び養育費の分担に関する書面による取決めを行うよう努める

### ②[父母]面会交流の定期的な実施等

子を監護する父又は母は、

- 面会交流が子の最善の利益を考慮して定期的に行われ、親子としての緊密な関係が維持されることとなるようにする
- 面会交流が行われていないときは、これが早期に実現されるよう努める

### ③[国等]子の連れ去りの防止等の啓発等

- 国は、父母が婚姻中に子の監護をすべき者等の取決めを行うことなく別居することによって、子と父母の一方との継続的な関係の維持ができなくなる事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消されるよう、必要な啓発活動及び援助を行う
- 地方公共団体は、必要な啓発活動及び援助を行うよう努める

### [国等]支援等

- ①の取決めを早期円滑に行うことができるよう支援(パンフレットの作成等)
- 離婚しようとする父母に対する情報提供
- ②の面会交流の実施等に関し援助
- 国等の責務
- 国、地方公共団体、民間団体等の連携協力、法制上の措置等

## 特別の配慮

児童虐待、DV等の事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう特別の配慮がなされなければならない

## 検討等

- 子と父母との継続的な関係の維持等の促進に寄与する人材の育成
- 面会交流の実施状況等に関する調査研究の推進等
- 国の地方公共団体に対する援助(ガイドラインの作成等)
- 離婚後の共同親権制度の導入、離婚等に伴う子の居所の指定の在り方、子と祖父母等との面会交流の在り方についての検討
- 充実した面会交流を実現するための制度及び体制の在り方についての検討